

ID: 209

担当部署: みどり環境部 みどり公園課

処分の概要	管理施設の利用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市立公園条例 第5条の2第1項		
例 規 番 号	平成13年条例第133号		
【根拠条文】 (管理施設の利用) 第5条の2 法第2条第2項第5号に規定する市立公園に設けられた運動施設及び同施設に設置されている照明設備(以下これらを「管理施設」という。)を利用しようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請し、管理施設の利用の許可を受けなければならない。 2 市長は、前項の許可に、管理施設の管理のために必要な範囲内で条件を付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日